

令和4年度中野区介護サービス事業所集団指導 質問回答

令和4年9月30日に書面開催で実施した集団指導にていただいた質問に対する回答です。

【問1】

介護保険最新情報 Vol.959 の5「暫定ケアプランについて-看取り期など限定的な局面時における暫定ケアプラン作成時のプロセスの取扱いについて」※において、

- ①典型的には看取り期が想定されるがこれに限られない。⇒どういったケースが該当するか。
- ②ケアマネジメントの一連のプロセスが必ずしも改めて同様のプロセスを踏む必要はない。⇒具体的に何を不要とするのか。

【回答】

- ①看取り期と同様に暫定ケアプランから本ケアプランに移行するケースで、区分変更や更新申請時などが想定されます。
 - ②アセスメント及びサービス担当者会議の省略が想定されます。中野区としては、サービス担当者会議を省略する際は、同一のサービスを継続することについて、各サービス事業所への意見照会等を行う必要があると考えています。
- ※（参考）通知本文：暫定ケアプランについて、利用者の状態等を踏まえ、本ケアプラン（原案）においても同様の内容が見込まれる場合（典型的には看取り期が想定されるが、これに限られない。）は、暫定ケアプラン作成の際に行った「指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚令38）の第13条に掲げるケアマネジメントの一連のプロセスについて、必ずしも改めて同様のプロセスを踏む必要はない。

【問2-1】

重要事項説明書に第三者評価の実施状況に関する記載をすることについて、この第三者とは何を指すのか。

【問2-2】

重要事項説明書における第三者評価の実施状況に関する記載について、第三者とは具体的にどのような機関なのか。また、評価内容はどのような内容なのか。

【回答】

- 第三者とは東京都福祉サービス評価推進機構が認証した第三者評価実施機関を指します。
- 第三者評価の具体的実施内容は、現在の利用者のサービスに対する意向や満足度を、アンケートや聞き取り等で把握する『利用者調査』と、事業所の組織経営や現在提供されているサービスの質を、全職員による自己評価や訪問調査等をもとに総合的に評価する『事業評価』を基本とします。詳細は「東京都福祉サービス第三者評価」で検索してご確認ください。

【問3-1】

居宅介護支援事業所が利用者に説明することとされる居宅サービス計画の数が占める割合等※については、6か月ごとに説明を行う必要があるのか。

【問3-2】

居宅サービス計画の数が占める割合等は上半期と下半期しか計算できないがそれでは不十分か。

【回答】

○居宅サービス計画の数が占める割合等については、居宅介護支援の提供開始前に説明を行うことが必要であり、提供開始後6か月ごとに説明を行う必要はありません。

令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次回のケアプラン見直し時に説明を行うことが望ましいとされています。

○前6月間とは、3月1日から8月末日又は9月1日から2月末日のうちいずれか直近の満了している期間を指します。本規定に基づく居宅サービス計画の数が占める割合等の集計は事業所別ですが、特定事業所集中減算の規定に基づく集計は法人別とされていますので割合等の算定間違いのないようご注意ください。

※参照法規：中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条の2
指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

【問4】

集団指導のテキストにおいて「○業務継続計画の策定等○感染症の予防及びまん延の防止のための措置
○虐待の防止の3つの措置については令和6年3月31日までは努力義務となっていますが、なるべく早めに取り組んでください。」との記載があるが、いわゆる「一人ケアマネ」も3つ全て取り組まなければならないのか。

【回答】

○業務継続計画…災害や感染症発生等による不測の事態においても、サービスが切れ目なく提供されるよう体制を整えることを目的としていますので、一人ケアマネでも計画の策定や訓練(シミュレーション)の実施が必要です。研修については、従業者が増員した場合に滞りなく実施できるようマニュアル等を整備し、管理者はその内容に精通しておく必要があります。

○感染症及びまん延の防止のための措置…一人ケアマネの場合、「感染症及びまん延の防止のための指針」を整備することで、感染対策委員会を開催しないことも差し支えないとされています。この場合にあっては、当該指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいとされています。訓練や研修については、業務継続計画の場合に準じます。

○虐待の防止…虐待防止検討委員会については、一人ケアマネの場合の規定がありませんので、他のサービス事業者との連携により設置・運営することが必要と解されます。虐待の防止のための指針は、一人ケアマネでも策定が必要です。当該指針は、検討委員会で得た結果をフィードバックして作成することが望ましいですが、検討委員会の設置に先立ち策定し、必要に応じて修正することも可能です。研修については業務継続計画の場合に準じます。

注:いずれの場合も令和3年改定「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(老企第22号)」の厚労省解釈通知をご確認の上対応してください。

【問 5】

業務継続計画の策定において、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないとあるが、同一法人の別事業所間で連携することも可能か。

【回答】

可能です。

【問 6】

業務継続計画の策定等における他事業者との連携について、他法人、他事業所との情報交換や連携体制構築にケア倶楽部を活用できないか。

【回答】

ケア倶楽部の掲示板機能の利用が想定されます。掲示板の利用にあたっては、運用ルールや公的所管の管理が必要となります。ご希望がある場合は、介護事業者係にご相談ください。

【問7-1】

虐待の防止のための指針について策定の手引きやマニュアル等があれば示してほしい。

【問7-2】

業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止の3つの措置について、指針やマニュアルのひな形があれば示してほしい。

【回答】

各指針等については、令和3年3月19日発介護保険最新情報 Vol.945「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」により詳細が示されていますのでご確認ください。

個別の資料としては、次のHP・動画等を参考にしてください。

○業務継続計画の策定等について

動画「[介護施設・事業所における業務継続計画\(BCP\)作成支援に関する研修](#)」(厚生労働省 HP)

○感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

資料「[介護現場における感染対策の手引き](#)」(厚生労働省 HP)

eラーニング「[介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修](#)」(厚生労働省 HP)

○虐待の防止のための措置について

資料「[市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について](#)」(厚生労働省 HP)

資料「[東京都高齢者虐待対応マニュアル](#)」(東京都福祉保健局 HP)

資料「[高齢者虐待防止に向けて-中野区高齢者虐待対応マニュアル-](#)」(中野区役所福祉推進課窓口で配布)

【問 8】

行方不明認知症高齢者等情報共有サイトのより良い運用において、ケアマネが協力できることがあれば教示いただきたい。

【回答】

行方不明者の情報等は地域包括支援センター又は中野区福祉推進課高齢者専門相談係(直通 3228-8951)までご連絡ください。関係機関と情報共有し、事案の解決に役立てます。

【問合せ先】 介護・高齢者支援課 介護事業者係

電話 03-3228-8878 (直通) メール kaigojigyousya@city.tokyo-nakano.lg.jp